

自衛隊の統合教育訓練に関する訓令（昭和61年防衛庁訓令第32号）第6条、第7条及び第18条の規定に基づき、統合幕僚学校における統合教育の実施に関する達を次のように定める。

平成23年9月9日

統合幕僚長 陸将 折木 良一

改正 平成27年10月1日 自衛隊統合達第19号

改正 平成30年3月19日 自衛隊統合達第3号

統合幕僚学校における統合教育の実施に関する達

統合幕僚学校における統合教育の実施に関する達（平成18年自衛隊統合達第2号）の全部を改正する。

目次

- 第1章 総則（第1条・第2条）
- 第2章 統合教育（第3条―第19条）
- 第3章 雑則（第20条）
- 附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この達は、統合幕僚学校（以下「統幕学校」という。）における統合教育の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この達において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 統合教育 統合教育 統合教育基準等に関する達（平成23年自衛隊統合達第12号。以下「統合教育基準達」という。）第2条第1号に規定する教育をいう。
- (2) 合同統合教育 統合教育基準達第2条第6号に規定する教育をいう。
- (3) 学生 自衛隊の統合教育訓練に関する訓令（昭和61年防衛庁訓令第32号。以下「訓令」という。）第6条に規定する課程を履修する隊員をいう。

第2章 統合教育

(統幕学校における統合教育)

第3条 統幕学校における統合教育は、訓令に定める統幕学校の各課程の教育及び講習のほか、合同統合教育とする。

(受託教育)

第4条 統合幕僚学校長(以下「統幕学校長」という。)は、施設等機関の長、陸上幕僚長、海上幕僚長、航空幕僚長、情報本部長又は防衛装備庁長官からの依頼に応じ、統合幕僚長が教育を受託した隊員に対する統合教育を実施するものとする。

(統合高級課程の時期と課目)

第5条 統合高級課程は、毎年10月から翌年の2月及び翌年の3月から7月までの年2回実施することを基準とし、その開始及び終了の日は、統幕学校長が陸上自衛隊教育訓練研究本部長、海上自衛隊幹部学校長及び航空自衛隊幹部学校長(以下「各幹部学校等の長」という。)と調整し定める。

2 統合高級課程における課目の基準は、別表第1のとおりとする。

(統合高級課程学生の数と資格)

第6条 統合高級課程の毎期の学生数は約50名を基準とする。

2 統合高級課程の学生の資格は、1等陸佐、1等海佐若しくは1等空佐又は2等陸佐、2等海佐若しくは2等空佐であって、陸上自衛隊、海上自衛隊及び航空自衛隊(以下「各自衛隊」という。)のいずれかの指揮幕僚課程を修了した者又はこれと同等の能力を有すると認められる者であり、かつ、秘密の取扱いに関する適格性の確認等に関する訓令(平成21年防衛省訓令第25号。以下「適格性訓令」という。)における適格性を有するとともに、特定秘密の取扱いに関する適性評価の実施に関する訓令(平成26年防衛省訓令第65号。以下「適性評価訓令」という。)における適性評価の結果、特定秘密を漏らすおそれがないと認められた者として評価された者とする。

(統合短期課程の時期と課目)

第7条 統合短期課程は、毎年8月から9月までの間に実施するものとし、その開始及び終了の日は、統幕学校長が防衛研究所長と調整し定める。

2 統合短期課程における課目の基準は、別表第2のとおりとする。

(統合短期課程学生の数と資格)

第8条 統合短期課程の学生数は約30名を基準とする。

2 統合短期課程の学生の資格は、1等陸佐、1等海佐若しくは1等空佐又は2等陸佐、2等海佐若しくは2等空佐であって、各自衛隊のいずれかの指揮幕僚課程を修了した者又はこれと同等の能力を有すると認められる者であり、かつ、適格性訓令における適格性を有するとともに、適性評価訓令における適性評価の結果、特定秘密を漏らすおそれがないと認められた者として評価された者とする。

(特別課程の時期と課目)

第9条 特別課程は、毎年9月から10月の間に実施するものとし、その開始及び終了の日は、統幕学校長が定める。

2 特別課程における課目の基準は、別表第3のとおりとする。

(特別課程学生の数と資格)

第10条 特別課程の学生数は約36名とし、陸上自衛官、海上自衛官及び航空自衛官それぞれ12名を基準とする。

2 特別課程の学生の資格は、陸将補、海将補若しくは空将補又は1等陸佐、1等海佐若しくは1等空佐たる幹部自衛官であって、統合高級課程若しくは統合短期課程の修了者又はこれらと同等の能力を有すると認められる者であり、かつ、適格性訓令における適格性を有するとともに、適性評価訓令における適性評価の結果、特定秘密を漏らすおそれがないと認められた者として評価された者とする。

(国際平和協力上級課程の時期と課目)

第11条 国際平和協力上級課程は、毎年6月から7月の間を基準として実施するものとし、その開始及び終了の日は、統幕学校長が定める。

2 国際平和協力上級課程における課目の基準は、別表第4のとおりとする。

(国際平和協力上級課程学生の数と資格)

第12条 国際平和協力上級課程の学生数は、約10名を基準とする。

2 国際平和協力上級課程の学生の資格は、1等陸佐、1等海佐若しくは1等空佐、2等陸佐、2等海佐若しくは2等空佐たる幹部自衛官又は相当事務官等を基準とする。

(国際平和協力中級課程の時期と課目)

第13条 国際平和協力中級課程は、毎年1月から2月の間を基準として実施するものとし、その開始及び終了の日は、統幕学校長が定める。

2 国際平和協力中級課程における課目の基準は、別表第5のとおりとする。

(国際平和協力中級課程学生の数と資格)

第14条 国際平和協力中級課程の学生数は、約10名を基準とする。

1 国際平和協力中級課程の学生の資格は、2等陸佐、2等海佐若しくは2等空佐、3等陸佐、3等海佐若しくは3等空佐たる幹部自衛官又は相当事務官等を基準とする。

(合同統合教育の時期と課目)

第15条 合同統合教育の開始及び終了の日は、統幕学校長が各幹部学校等の長と調整し定める。

2 合同統合教育の課目の基準は、別表第6のとおりとする。

(国際平和協力基礎講習の実施)

第16条 統幕学校長は、統合教育基準達第5条に定めるところにより、国際平和協力基礎講習を実施する。

(年度統合幕僚学校教育実施計画)

第17条 統幕学校長は、当該年度に開始する統幕学校における統合教育の大綱を明らかにした計画(以下「年度統合幕僚学校教育実施計画」という。)を作成するものとする。

2 統幕学校長は、前年度の3月末までに、前項の年度統合幕僚学校教育実施計画を統合幕僚長に報告するものとする。

(統合教育の実施成果報告)

第18条 統幕学校長は、統幕学校の各課程の教育、講習及び合同統合教育のそれぞれの実施成果について、当該年度に終了する教育にあつては、当該年度終了後速やかに、統合幕僚長に報告するものとする。

2 実施成果報告には、実施の概要（時期、学生の概要及び課目別配当時間等）、成果及び今後の教育に反映させる事項を含むものとする。

(課程の試行等の手続)

第19条 統合幕僚長は、訓令第8条に規定する課程の試行、同第7条に規定する講習の実施又は合同統合教育の改善（以下この条において「課程の試行等」という。）に関し必要と認める場合には、統幕学校長に検討を命じ意見を求めるものとする。

2 統合幕僚長は、前項の意見に対し必要と認めた場合、統幕学校長に対し課程の試行等を指示するものとする。ただし、課程の試行については防衛大臣の承認を得るものとする。

第3章 雑則

(委任規定)

第20条 この達に定めるもの及び統合幕僚長が別に定めるもののほか、この達の実施に関し必要な事項は、統幕学校長が定める。

附 則

この達は、平成23年10月1日から施行する。

附 則（平成27年10月1日自衛隊統合達第19号）

この達は、平成27年10月1日から施行する。

附 則（平成30年3月19日自衛隊統合達第3号）

この達は、平成30年3月27日から施行する。

別表第1（第5条関係）

統合高級課程の課目の基準

課目	内容
軍事（防衛）戦略	<ol style="list-style-type: none"> 1 自衛隊の統合運用に関する理念及び原理・原則について理解させる。 2 我が国の防衛戦略、自衛隊の防衛力の整備の現状・将来方向等について理解させるとともに、防衛・警備の基本的考え方及び防衛力の運用構想を理解させる。 3 将来の我が国の防衛戦略に関する研究を通じ、統合運用に関する事項について総合的に考察させる。 4 戦史を通じ統（連）合作戦及び戦争指導の実相並びに問題点について理解させる。
統合運用等	<ol style="list-style-type: none"> 1 主要国の統合運用の概要について理解させるとともに、自衛隊の統合運用の特性及び統合作戦の遂行に必要な事項並びに日米共同等による統（連）合作戦の現状及び問題点について理解させる。 2 我が国の防衛作戦、特定の統合に関する研究等を通じ、統合運用に関する事項について総合的に考察させる。 3 上級部隊指揮官として必要な指揮・統率のあり方について理解させる。
研修	<ol style="list-style-type: none"> 1 訪問国の国防努力、国軍の統合運用・教育訓練の実態等について研修し、国際的視野を広めるとともに、研究等の資とさせる。 2 自衛隊の主要部隊、在日米軍、戦略要域等の研修を通じ、その特性並びに我が国における統（連）合の現状及び問題点を理解させる。

別表第 2（第 7 条関係）

統合短期課程の課目の基準

課 目	内 容
防衛学一般	国際関係法規、武力紛争法規等について理解させる。
安全保障戦略	<ol style="list-style-type: none"> 1 最新の軍事情勢及びこれが我が国の防衛に及ぼす影響を認識させる。 2 自衛隊の組織、機能及び運用の特性について理解させる。
軍事（防衛）戦略	我が国の防衛戦略及び統（連）合作戦に関する事項について理解させる。
統合運用等	<ol style="list-style-type: none"> 1 統合諸作戦及び日米共同による統（連）合作戦について理解させる。 2 我が国の統合運用に関わる事項について考察させる。

別表第3（第9条関係）

特別課程の課目の基準

課目	内 容
安全保障戦略	最新の国際情勢（戦略環境）及びこれらが我が国の安全保障に及ぼす影響を認識させるとともに、我が国の危機管理の現状等について理解させる。
軍事（防衛）戦略	我が国の防衛戦略、自衛隊の防衛力整備、防衛構想等について理解させる。
統合運用等	<ol style="list-style-type: none"> 1 我が国における統合運用の現状と課題についての認識を深めさせる。 2 我が国の統合運用に関する研究を通じ、統合運用に関わる事項について総合的に考察させる。 3 上級部隊指揮官として必要な指揮・統率のあり方について理解させる。
研 修	自衛隊の主要部隊、在日米軍司令部等の研修を通じ、我が国における統（連）合の現状及び問題点について理解させる。

別表第4（第11条関係）

国際平和協力上級課程の課目の基準

課目	内容
国際平和協力活動等基礎	<ol style="list-style-type: none"> 1 国際平和協力活動等に関する理念及び原理・原則について理解させる。 2 国際平和協力活動等に関する関係法規等について理解させる。 3 国際平和協力活動等の現状・将来方向等について理解させる。
国際平和協力活動等における統率	<p>国際平和協力活動等の職務に従事する部隊指揮官として必要な指揮・統率のあり方について理解させる。</p>
国際平和協力活動等における自衛隊の運用等	<ol style="list-style-type: none"> 1 国際平和協力活動等に関する関係法規等に基づく行動概要について理解させる。 2 国際平和協力活動等に関する自衛隊の運用の特性について理解させる。 3 国際平和協力活動等に係る自衛隊の運用に関する研究等を通じ、自衛隊の運用に関する事項について総合的に考察させる。

別表第5（第13条関係）

国際平和協力中級課程の課目の基準

課目	内容
国際平和協力活動等基礎	<ol style="list-style-type: none"> 1 国際平和協力活動等に関する理念及び原理・原則について理解させる。 2 国際平和協力活動等に関する関係法規等について理解させる。 3 国際平和協力活動等の現状・将来方向等について理解させる。
国際平和協力活動等における幕僚業務	<p>国際平和協力活動等の職務に従事する幕僚として必要な幕僚活動のあり方について理解させる。</p>
国際平和協力活動等における自衛隊の運用等	<ol style="list-style-type: none"> 1 国際平和協力活動等に関する関係法規等に基づく行動概要について理解させる。 2 国際平和協力活動等に関する自衛隊の運用の特性について理解させる。 3 国際平和協力活動等に係る自衛隊の運用に関する研究等を通じ、自衛隊の運用に関する事項について総合的に考察させる。

別表第6（第15条関係）

合同統合教育の課目の基準

1 指揮幕僚課程

課目	内 容
軍事（防衛） 戦 略	<ol style="list-style-type: none"> 1 自衛隊の統合運用に関する理念及び原理・原則について理解させる。 2 我が国の統合戦略及び統（連）合戦史について概要を理解させる。
統合運用等	<ol style="list-style-type: none"> 1 主要国の統合運用の概要について理解させる。 2 統合諸作戦の概要及び日米共同作戦の基礎的事項について理解させる。 3 我が国の統合運用の基本的事項について考察させる。

2 幹部高級課程

課目	内 容
防衛学一般	<p>主要国際関係法規、武力紛争法規、防衛関係法規等について理解させる。</p>
安全保障戦略	<ol style="list-style-type: none"> 1 最新の国際及び軍事情勢並びにこれらが我が国の安全保障に及ぼす影響を認識させる。 2 我が国の安全保障戦略について理解させる。 3 我が国の政治、経済等、国内情勢、国際情勢全般及び軍事科学技術のすう勢について理解させる。 4 主要国の軍事戦略の史的変遷と現状について理解させるとともに、主要国軍の能力、特性、運用等を把握させ、我が国の安全保障との関係について理解させる。 5 各自衛隊の組織、機能及び運用の特性について理解させる。